毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分 県 編集

九州凸版印刷株式会社 (定価

第八条中「厚生労働大臣又は」を削る。

箇年 三万八千八百八十円)

九

令 和 元 年

)

則

第 Ξ 六 号

月

曜

H

この規則は、

金 大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年九月七日から施行する。

H

に改正する。

大分県農業協同組合法施行細則(昭和五十四年大分県規則第三十六号)の一部を次のよう

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第二十九号

令和元年九月六日

第十九条中「の各号」を削り、第三号を削る。

附

この規則は、公布の日から施行する。

〇 告

選挙管理委員会告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請…………………………………

大分県農業協同組合法施行細則の一部改正………………………………………………………………………………

則

目

次

示

大分県告示第百七十四号

次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

大分県知事

広

瀬

勝

貞

令和元年九月六日

应

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)………………………………三

てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっ 八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え

申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北 野 正剛

特定事業場の所在地及び名称

2 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

令和元年九月六日

健康増進法施行細則(平成十五年大分県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

大分県規則第二十八号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

○規

則

令和元年九月六日

大分県報 (規則・告示)

大分県報
(告示)

エ	エ	쉵	á	種			のり値	污污染	等の	汚水			汚水		使		· 使	包包	ŧ -	Ľ	I.	育	Ė	種			3
事	事				-	ŋ		孚	生	水	項		等		用	出	-	月			事				口	水	
完	着					ん	素」	旋	物化	素			の 一		0	った	'	開			着				洗净的	質汚	置さら
成	手					含	含 4	_{bm}	学的職	イオ			日当		季		時	f 対 予			手				洗浄施設及び第七十	水質汚濁防止法施行令	設置される特定施設の
定	定					 有	 有 5		酸素要	ン			たり		節	0)	間				定				が第	法施	定施
年	年								女求量	濃度	目		の量		的	使	.	白			年					行令	設の毎
月	月				_ F	-	_	-	mg		単	r	n [*]	単	変	時	I IP.] 月]]	月				一号の二	昭和	種類
日	日	ナ	J	類		ℓ	<u>e</u> .	ℓ	<u>e</u>		位	Í	=	位	動	間	i 隔	_	_	_	日	J	b	類		四十	
令元・一二・	令元・一〇	2	1)	第七十一号			-	<u> </u>	_		通常	2	1	通常		四時間	·	「	_ _	• - .	令元・一〇	2	1	第六十八号の	イ 洗浄施設	(昭和四十六年政令第百八十八号)	
	- - 	〇 · 近	〇・三八	号の二イ		三	五(7	0	六~八	の値	〇·〇四		の値				- - -	. _	.				o = ロ	設	百八十八	
		m³	m³	- 洗浄施設																		m³	m³	洗净施設			
				旭					_		最			最												別表第一第六十八号の二	
						五	七	7	0	六~	大の	0	0	大の												六十八	
										八	値	<u>T</u> .	0六	値												号の二	
		の損態	き汚	等汚	į		1			 排					の;	 	等の	<u> </u> 汚		\perp	涯			使 ·	<u> </u> 	使	使
b	窒	値 思 浮	、	_		項		日 当			与 排		4 压	ŋ		態 築	生の生	水 水	項		水等	¢ F	,	/13	H	ш	用
l h	素	遊	学的	生物化学	素			たり		水	排出水の	設置され	汚水等の	ん		遊	物化	素			<i>O</i> ,	-		のし	当 た	用	開
含	含	物	酸	学的歌	イオ			の		//(れる性		含	含	物	学的	イオ			当	í	1	- .	ŋ	時	始マ
有	有	質	素要	下 素 更	ン			排 出			び汚	定施	の	有	有	質	敗素更	ン			日 当 た り	<u>-</u>		니지		間	予 定
量	量	量	求量	的酸素要求量	濃度	目		水量		П	量及び汚染状態の値	設から		量	量	量	的酸素要求量	濃度	目		<i>の</i> 量)		时一	使用	нн	年
mg	mg	mg	mg	mg	/	単	m³	単	i.		心の値	排出	-	mg	mg	mg	mg		単		m³		単	亦	诗	間	月
l é	l	ℓ	e	ℓ	\bigvee	位	目	位	<u>.</u>	名	-	される	-	<u>e</u>	<u>l</u>	é l	ĺ.	<u>/_</u>	位	+	/ 日 十 <i>二</i>	_	-	_	-	隔	日
					六	通		 通	,			る特定施設から排出される汚水は、							通	2	<u>(1</u>	\dashv	通	なし	一四時間	問欠	令元・
	_		三		-	常		常						_		六〇	<u>-</u> 00		常		_	1	常	i	間		_
一六三五	六			三五	六六	0	五二	0	,			土て公		三	五.		O	六~八	の	0.0	C・ 三八	2 0	カ				11・11七
	六二五			<u> </u>	五.	値		値	Í	排		共下水						, .	値	<u>⊖</u> <u>∓i.</u>	八	[]	直				٦
					<u> </u>			<u> </u>	-	排水口A		全て公共下水道へ放流する。										+	\dashv				
					六	最	三	最		. 1		収流する					_		最				表 .				
	-	0	六		-	大	三〇八・	大				る。 。		Ŧī.	七	八〇	0	六	大	0	C		大				
ll <u>.</u> .	-			<u>.</u>	一六	D		$\mid \sigma$	<i>)</i>		1				1	- 1	I	((/)			1.6	/) I		ļ	- 1	
豆豆	三元五			五五	〜 六・五	の値	七	が値										六~八	の値	· 〇六	· 匹 七] [] []	直				

そ 第一項の規定により、次のとおり竹田都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。 に供する。 のように改正する。 ることができる。 大分県告示第百七十六号 大分県告示第百七十五号 なお、竹田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出す 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条 この告示は、 九 2 1 なお、関係図面は、 大分県が管理する港湾施設の概要 の 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 令和元年九月六日 C 五 一 C - 五 - 三 C 五 一 佐伯港の□概要の表中 他 附 縦覧場所 縦覧期間 令和元年九月六日から同月二十七日まで 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所 参 考 公示の日から施行する。 ح な 浮さん橋 浮さん橋 浮さん橋 大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備え置いて一般の供覧 る ベ き 二七・〇〇メートル 三〇・〇〇メートル 三〇・〇〇メートル 事 (昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次 項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水の 大分県知事 広 瀬 勝 を に改める。 貞 竹田玉来線 三·四·二号 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による令和元年九月二日現在で大分県議会議員及び 三・五・七号 の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を 三 四 超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 玉来吉田線 大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一 十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三 大分県選挙管理委員会告示第四十二号 名 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八 「別図」は、 その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得 都市計画変更の案の縦覧期間 都市計画の変更に係る事項 都市計画の種類 竹田市大字会々千六百五十番地 縦覧場所 令和元年九月二十四日まで 令和元年九月九日から 竹田都市計画道路中三・四・二号竹田玉来線ほか一路線を次のとおり変更する 竹田都市計画道路 大分市大手町三丁目一番一号 令和元年九月六日 (区域は、別図のとおり) 称 省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。 竹田市大字玉来字玉来 竹田市大字竹田字山手 ○選挙管理委員会告示 起 位 点 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 竹田市建設課 大分県知事 竹田市大字玉来字玉来 竹田市大字吉田字横枕 終 置 広 点 瀬 一部区域の変更一部線形の変更 部区域の変更 変更の概要 勝 貞

			→		
布 大 佐 築 i	後	日中別大して得た数) 市市市	得た数と四十万に三分 得た数と四十万に三分 一地方自治法第八十条 の総数の三分の一の数 を超える数に六分の一 を超える数に六分の一 て得た数と四十万に六	世方に三分の一地方自治法第七一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一の数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一のの数一ののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののの<!--</td--><td>た数)は、次のとおりた数と四十万に六分の</td>	た数)は、次のとおりた数と四十万に六分の
1 ' ' ' '	<u> </u>	一八、二九四人二三二、〇〇一人三三、四五三人三三、一三三人	にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万にあってはそ数とを合算で得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算で得た数と四十万に対してはその一方に対してはその一を乗じて得た数とを合算であってはその単元を担ける。	数、その総数が八十万を超える超える数に六分の一を乗じて得総数の三分の一の数(その総数並びに地方教育行政の組織及び並びに地方教育行政の組織及び	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 ・年九月六日 年九月六日 次のとおりである。
	七	六 五 五 一 契 八 落 東	四 三 二 二	- 次	九日 国東市・出
	年 争 七 入	競 の 四 金 都 の 用 万 留 手 四	『 会 者 元 者 市 県 に ラー・ ・ 社 所 教 育 年 永 内 育 す ン	○公 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ <p< td=""><td>市・玖珠町 出 照 財</td></p<>	市・玖珠町 出 照 財
	た 日		・スピーキング機器 一式 ・スピーキング機器 一式 で表育財務課 で表育財務課 で表育財務課 で表した日 の名称及び所在地 をした日 の名称及び所在地 の名が住所	する。 告	七、八七一人七、八七一人
		及び地方消	所 在 地	大分県知事	
		<u></u> 費 税		広	
		相 当			
		相当額を含む。		瀬	
		消費税及び地方消費税相当額を含む。)			